

◆ 三宅町「食」の自立支援事業の流れ ◆

○対 象 者：三宅町に在住するおおむね**65歳以上**。**単身世帯**または**高齢者のみの世帯**もしくはこれに準ずる世帯に属する高齢者で、食事をつくることが困難な方。

○事業目的：在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるようにサービスを提供します。

○事業内容：ご利用できる配食サービスは**1日1食（昼食のみ）**です。

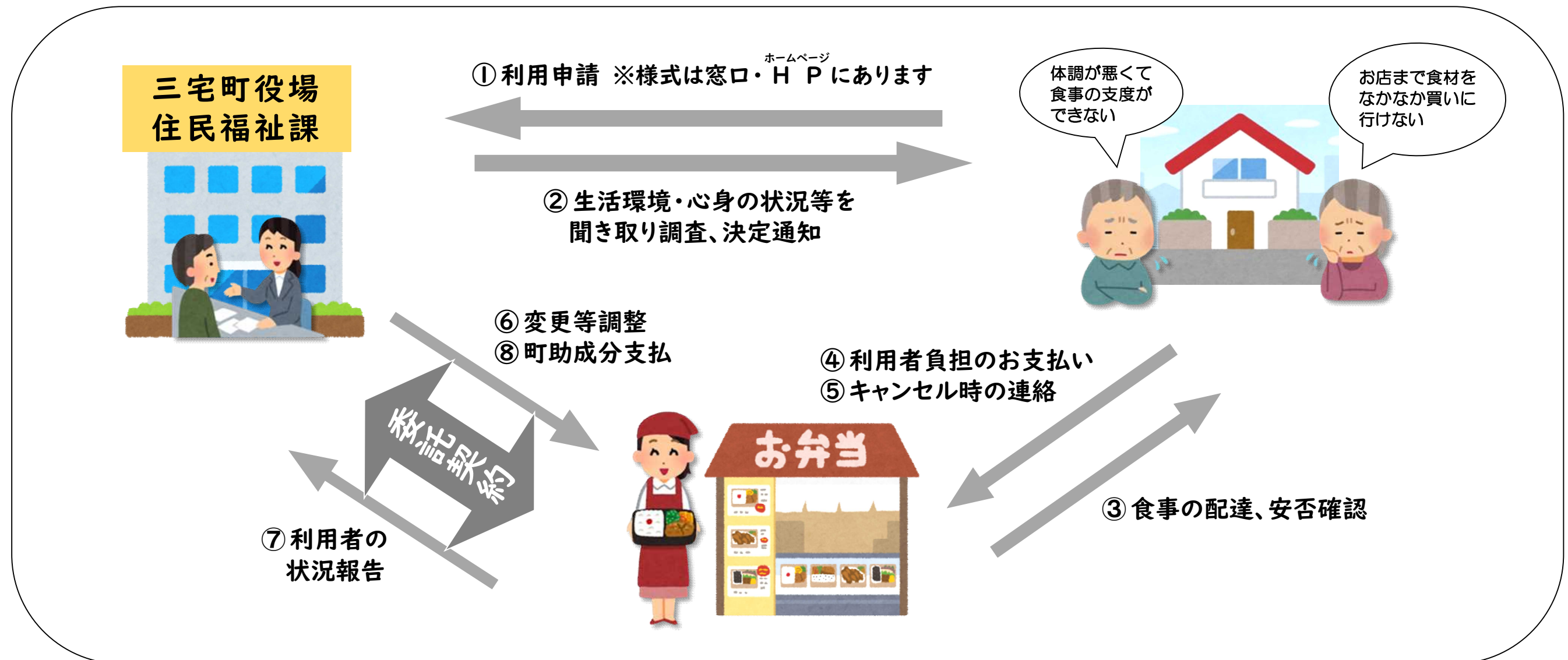
申請時に希望された曜日（月～日）に、栄養・量のバランスに気をつけた食事が配達されます。

配達業者は利用者の安否・健康状態などに異変がないか確認するために手渡しで食事を配達いたします。

○費用負担：ご利用金額は見守り確認等を含め、町助成が300円、**利用者負担が400～600円**です。金額は消費税込みです。

利用者負担金は原則、**配達の時**に直接業者へお支払いください。

○ご 注 意：配食予定日に用事等のために配達をキャンセルされる場合は、必ず**前日までに配達事業所または、住民福祉課までご連絡ください**。ご連絡のないまま配達の際にご不在の場合は、キャンセル料として**全額（町助成も含めた700～900円）**をご負担いただきます。（急な体調不良による通院などは除く）



お問合せ

三宅町役場 住民福祉課
(開庁8時30分～17時15分)

【電話】 0745-44-3073 【FAX】 0745-43-0922
磯城郡三宅町大字伴堂689番地